

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

1. 業務の目的

当業務は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 22 に基づき、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種支援策の作成、関係機関との連絡調整等を実施し、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とします。

2. 業務の対象者

当業務の主な対象者は、静岡市長が認定した小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けている児童等並びにその保護者、学校、医療機関、及び企業等の地域関係者等とします。

また、主な対象者以外な者であっても、相談者から相談支援等の希望がある場合には、対象者に含めるものとします。

3. 業務内容

(1) 健康に関する相談指導・支援

小児慢性特定疾病児童等の家族への家庭看護、食事・栄養、保健等に関する医師、看護師等からのアドバイスを踏まえた支援に関すること。また必要に応じて家族等への福祉制度の紹介、精神的支援、学校との連絡調整、その他日常生活に関し、必要な内容の相談に関すること。

(2) 自立心の育成相談

疾病を抱えながら社会と関わる小児慢性特定疾病児童等のため、症状等の自覚及び家族や周囲との関係構築の方法等、自立に向けた心理面の相談に関すること。

(3) 家族の関係構築の相談

両親、兄弟等の小児慢性特定疾病児童等との関係構築の方法、日常生活及び将来への不安等についての相談に関すること。

(4) 学校、企業等の地域関係者からの相談への対応、情報提供

小児慢性特定疾病児童等を受け入れる学校、企業等への相談援助、疾病について理解促進のための情報提供・周知啓発に関すること。

開所日・時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

午前 10 時～午後 3 時

医療的ケア児等コーディネーター（医療職）配置業務

1. 業務の目的

人工呼吸器を装着している障がい児等、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等（重症心身障害児（者）を含む）（以下「医療的ケア児等」という。）とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備するため、静岡市医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

2. 主な支援対象

対象者は市内に住所を有する医療的ケア児等とその家族及び医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等とします。

3. 業務内容

（ア）相談業務

ア 医療的ケア児等に関する相談対応

- ・病院からの退院時における支援
- ・福祉サービスの利用に関する支援
- ・障害や病状の理解に関する支援
- ・健康・医療に関する支援
- ・保育・教育に関する支援
- ・その他福祉に関する支援 等々

イ 関係機関との調整による医療的ケア児等のサービス等利用調整

- ・専門的な知識を必要とする困難事例等への対応
困難事例への支援を円滑に実施するため、必要に応じケース会議に参加する等地域の支援機関等との調整に協力します。
- ・専門的な指導・助言
地域の支援機関からの相談に対応し、医療的ケア児等の理解に関する支援 及びほかの支援機関との連携等、当該業務の目的を達成するために必要な支援を実施します。また、必要に応じ、医療的ケア児等の支援に関わる会議に参加します。
- ・苦情対応
医療的ケア児等への支援についての苦情に対応し、必要に応じ関係機関への助言を行います。

（イ）その他の業務

- ・医療的ケア児等支援協議会の開催
- ・医療的ケア児等支援者研修会の開催
- ・医療的ケア児等の家族との意見交換会の開催
- ・災害時の支援内容についての関係機関との調整
- ・地域の支援体制の整備への取組

開所日・時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く）

午前8時30分～午後5時15分